

## 令和4年度 柳泉園組合職員採用試験募集要項

## 1 職種と受験資格等〔一般職、地方公務員〕

当組合では、令和5年4月1日付で採用する職員を募集します。

職種、受験資格、採用予定人員等、一般職（一般事務）

職種	受 験 資 格	採用予定人員
一般職	昭和63年4月2日以降に生まれ、学校教育法による大学、短期大学又は高等学校を卒業か令和5年3月卒業見込みの方	若干名

※ ただし、以下に該当する方は受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの方

イ 柳泉園組合において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

## 2 応募の方法

申込期間	令和4年11月14日(月)から令和4年11月25日(金)まで
提出書類	<p>ア 履歴書（柳泉園組合のホームページから所定の履歴書をダウンロードして、黒インク（ボールペン可）を使用して<u>自筆</u>で記載してください。） 1通</p> <p>イ 写真2枚（写真3cm×4cm、上半身正面脱帽6箇月以内に撮影したもの。1枚は、履歴書の所定欄に貼付してください。もう1枚は、こちらで受験票に貼付します。）</p> <p>ウ 最終学歴の卒業証明書又は卒業見込み証明書</p> <p>エ 最終学歴の成績証明書（学校側の廃棄等で取得できない場合は、その旨を申出てください。）</p> <p><b>※提出書類に不備、不足等がある場合は、受付できませんので注意してください。</b></p>
持参の場合	<p>平日（月曜日から金曜日まで）午前9時から午後5時まで</p> <p><b>※必ず本人が持参してください。</b></p> <p><b>なお、<u>令和4年11月23日（水、勤労感謝の日）は、受付できません。</u></b></p>
	受付場所 柳泉園組合管理棟1階受付

郵送の場合	送付方法	提出書類をすべて同封の上、 <u>配達記録郵便</u> にて柳泉園組合に送付してください。 令和4年11月25日（金）までに必着です。 ※提出書類に不備、不足等がある場合は、受付できませんので注意してください。 ※柳泉園組合に送達される前の郵便途中における事故等により柳泉園組合に送達されなかった場合等については、柳泉園組合は一切関知いたしませんので、ご了承ください。
	送付先	東京都東久留米市下里四丁目3番10号 柳泉園組合総務課あて
電子メールの場合	送付方法	電子メールに提出書類を添付して下記のメールアドレスに送信してください。履歴書及び写真以外の添付書類については、スキャナーで読み取るか、写真で撮ったもの（内容が判読できるものに限り）を添付してください。 令和4年11月14日（月）午前9時から令和4年11月25日（金）午後5時までの間に受信したもののみ有効といたします。この期間以外に受信したものについては、すべて無効とします。 なお、送信された電子メールが柳泉園組合に着信後、受理した後に返信メールを送信しますので、返信メールが届かない場合には、電話にて連絡ください。 ※履歴書は <u>必ず自筆で記入</u> し、それをスキャナー等で読み取ったものを送信してください。 <u>自筆以外で記入した履歴書については、無効</u> といたします。 ※受付書類及び添付書類に不備、不足等がある場合は、受付できませんので注意してください。 ※添付した提出書類の原本は、令和4年12月10日（土）に実施する一次試験の際に <u>必ず持参</u> してください。 ※柳泉園組合が着信する前の電子メールについて、何らかの事故等により柳泉園組合に送達されなかった場合には、柳泉園組合では一切関知しませんので、ご了承ください。
	送信先	<a href="mailto:soumuka@ryusen.or.jp">soumuka@ryusen.or.jp</a>

### 3 試験方法

#### (1) 試験の日時、場所等

試験	試験の日時	試験会場	合否発表
一次試験	令和4年12月10日（土） 午前9時00分から	柳泉園組合	令和4年12月下旬に 柳泉園組合受付掲示、HP掲載及び 合格者に通知
二次試験	令和5年1月中旬（予定） ※一次試験合格者対象	柳泉園組合	令和5年1月下旬に 柳泉園組合受付掲示、HP掲載及び 合格者及び補欠者に通知

## (2) 試験の方法

## 一般職（一般事務）

試験	試験科目	内容
一次試験	教養試験（択一式40題、120分）	一般教養、一般知識
	適性検査（150題、20分）	性格特性検査
	作文試験（800字以内、60分）	課題式（3題から1題を選択）
二次試験	個別面接試験	自己紹介、自己アピール等

※ 試験に係る注意事項については、別紙として添付しておりますので、よく読んでうえ、応募してください。

※ 二次試験合格者については、健康診断を実施いたします。（3月上旬予定）

## 4 採用について

合格者は、令和5年4月1日付で採用予定です。ただし、健康上の疾患、その他不適当な事実が生じた場合は、採用されないことがあります。ご了承ください。

## 5 勤務条件等

## (1) 給与

柳泉園組合職員の給与に関する条例（昭和45年柳泉園組合条例第6号）の定めるところにより、給料のほか、地域手当（給料等の10%）、扶養手当（配偶者6,000円、子9,000円、特定期間4,000加算）、通勤手当（交通用具使用の場合は距離換算、公共交通機関使用の場合は実費弁償）、住居手当（35歳未満で賃貸住宅の世帯主15,000円）、期末勤勉手当（前年度4.45カ月支給）等が支給されます。

（一般職）令和4年4月1日現在

学歴区分	令和4年度初任給給料	地域手当	合計
大学卒	183,700円	18,370円	202,070円
短大卒	157,100円	15,710円	172,810円
高校卒	145,600円	14,560円	160,160円

※初任給は、就業等の経験年数により加算される場合があります。

## ※ 昇給例（大学新卒者の昇給例）

年齢	給料	地域手当	合計
28歳	227,400円	22,740円	250,140円
33歳	260,100円	26,010円	286,110円
35歳	272,800円	27,280円	300,080円

## (2) 勤務時間

原則として午前8時30分から午後5時15分まで（勤務時間：7時間45分）

週休2日ですが、所属により交替勤務（日勤夜勤）となる場合があります。

## (3) 休暇

年次有給休暇（年20日）、夏季休暇（年5日）、ボランティア休暇（年5日）、子の看護休暇（年5日）、結婚休暇（5日）、永年勤続休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇（女性職員の場合）、出産支援休暇（男性職員の場合）、育児参加休暇（男性職員の場合）、その他

## 6 その他

## (1) 組合の概要

設立年月日	昭和35年9月30日
地方公共団体の種類	地方自治法第284条に規定する一部事務組合（特別地方公共団体）
構成する団体	清瀬市、東久留米市及び西東京市の3市

## (2) 喫煙について

喫煙は、喫煙所（出入り口から相当な距離を置いた屋外に設置）のみ可能としており、完全な分煙を実施していますので、受動喫煙するおそれはありません。また、柳泉園組合では、喫煙者には、非喫煙者に受動喫煙させないようにする講習を受講させています。

## 7 問い合わせ先

総務課庶務文書係 TEL 042-470-1545（直通）

## &lt;注意事項&gt;

- 1 試験当日は、集合時刻までに着席できるように、余裕をもってお越しくください。また、電子メールで受験申請を行った方については、集合時刻までに申請書類の原本を提出していただきますので、この時間を見越して来庁してください。
- 2 試験当日は来庁前に検温を必ず行ってください。発熱、咳等の症状があるなど体調が万全でない場合や、無症状であっても試験日前2週間以内の期間に保健所から新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者に認定されている方は、あらかじめお申し出ください。  
また、試験日前2週間程度前から発熱、咳等の症状がある場合は、必ず試験日前日までに医療機関で受診してください。
- 3 会場に到着した際には、検温を行います。また、必ず用意された速乾性アルコール製剤等により手指消毒を行ってください。なお、手指消毒をするに際し、何らかの事情により速乾性アルコール製剤等を使用することが難しい場合には、受験者自身でこれに替わるものを用意し、必ず手指消毒を行ってください。
- 4 柳泉園組合敷地内では、常に各自持参した不織布マスクを正しく着用し、咳エチケットを心掛けるとともに、入室の際にはその都度、手指消毒を行ってください。休憩時間等に他の受験者との会話、交流、接触等を極力避けてください。特にマスクをせず会話することは、慎んでください。なお、マスクの代わりにフェイスシールド又はマウスシールドの着用のみでは、受験できません。感覚過敏症等の事由によりマスク着用が困難である場合は、あらかじめ「医師の診断書（発行日から1月以内のもの）」の写しを提出してください。別室で受験していただきます。使用済みのマスクは庁舎敷地内で廃棄せず、必ず自宅等へ持ち帰ってください。
- 5 受験票、筆記用具（HBの鉛筆又はシャープペン、消しゴム等）を持参してください。
- 6 受験では、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書、電子計算機、ICレコーダー等の電子機器類の使用はできませんので、受験時間中はこれらの機器の電源は必ず「切」にして、カバン等に入れてください。なお、時計については、計時機能のみものを使用してください。
- 7 試験時間の途中で試験を終えられた方は、一定の時間を経過した後、途中退席ができます。ただし、試験終了まで、こちらが指定した場所に控えていただくことになります。（再入場不可）
- 8 試験当日は、自家用車での来庁は厳禁といたします。必ず、徒歩、自転車、公共交通機関等をご利用のうえ、来庁してください。